

令和2年第1回設楽町議会定例会（第3日）会議録

令和2年3月24日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会（第3日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 七原 剛	2 原田直幸	3 加藤弘文
4 今泉吉人	5 金田敏行	6 金田文子
7 伊藤 武	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 高森陽一郎	12 松下好延

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	澤田周蔵
津具総合支所長	村松静人	生活課長	久保田美智雄
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	金田敬司	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第1号

辺地に係る総合整備計画の策定について

(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第2号

設楽町面の木公園施設条例について

(総務建設委員長報告)

日程第4 議案第3号

設楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第5 議案第4号

設楽町運営基金条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第6 議案第5号

設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- (文教厚生委員長報告)
- 日程第7 議案第6号  
設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第8 議案第7号  
設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第9 議案第8号  
設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について  
(総務建設委員長報告)
- 日程第10 陳情第1号  
ヤマビル駆除に関する意見書の提出を求める陳情書  
(総務建設委員長報告)
- 日程第11 議案第18号  
令和2年度設楽町一般会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第12 議案第19号  
令和2年度設楽町国民健康保険特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第13 議案第20号  
令和2年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第14 議案第21号  
令和2年度設楽町簡易水道特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第15 議案第22号  
令和2年度設楽町公共下水道特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第16 議案第23号  
令和2年度設楽町農業集落排水特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第17 議案第24号  
令和2年度設楽町町営バス特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第18 議案第25号  
令和2年度設楽町つぐ診療所特別会計予算  
(予算特別委員長報告)

- 日程第19 議案第26号  
令和2年度設楽町田口財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第20 議案第27号  
令和2年度設楽町段嶺財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第21 議案第28号  
令和2年度設楽町名倉財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第22 議案第29号  
令和2年度設楽町津具財産区特別会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第23 所掌事務の調査報告  
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第24 報告第2号  
専決処分の報告について  
(追加)
- 日程第25 議案第30号  
工事請負契約の締結について  
(追加)
- 日程第26 議案第31号  
工事請負契約の変更について  
(追加)
- 日程第27 議案第32号  
令和元年度設楽町一般会計補正予算(第8号)  
(追加)
- 日程第28 発議第1号  
ヤマビル駆除に関する意見書  
(追加)
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について  
(追加)
- 日程第30 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について  
(追加)

## 会 議 録

開議 午前9時02分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、令和2年度第1回設楽町議会定例会3日目を開会いたします。これから本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いいたします。

町長 皆さん、おはようございます。新型コロナウイルスの関係で、縮小はされましたけれども、学校の卒業式を終えることができ、また名古屋では、桜の開花宣言も出されております。まもなく町内各地でも、あざやかな桜が咲く季節を迎えることとなります。議員各位におかれましては、年度末、何かとご多用のところ、全員の方のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さる3月2日に開会されました本定例会も、本日をもちまして閉会となりますわけですが、令和2年度当初予算を始め、補正予算、条例の制定・改正など、議員の皆様方には、多くの議案について熱心に審議を賜りまして、感謝を申し上げます。

それでは、最近の状況についてご報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。3月19日に国の「新型コロナウイルス感染症対策専門会議」から状況分析と提言が発表されました。提言内容は、「持ちこたえてはいるが、爆発的患者急増も起こりうる」「社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染症拡大防止の効果を最大限にしていくために、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対策を行っていく必要がある」としています。

設楽町では感染者が確認されている状況ではありませんが、県内、あるいは東三河では、感染者が出ている状況にあります。こうした状況を踏まえ、昨日、庁内対策会議を開催をし、町内の公共施設は、3月31日まで休館を延長することを決定いたしました。町民の方々には、もうしばらく不便をおかけしますが、感染防止のためにご協力をお願いいたします。

次に、職員の定期人事異動についてです。令和2年度に向けた職員の人事異動の内示を、3月19日(木)に行いました。課長職1名を含む5名が退職することに伴い、新規職員を5名採用しました。新たな職員体制により、円滑な町政運営に努めて参ります。

さて、本日は、新斎苑敷地造成工事の専決処分の報告、歴史民俗資料館・道の駅清嶺外構工事の契約、水道の配水管更新工事の変更契約、一般会計補正予算、合計4件の議案を追加上程をさせていただきました。議会初日の上程議案と併せまして慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、議会最終日にあたり、私のあいさつとさせていただきます。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

5 金田(敏) おはようございます。令和2年第4回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和2年第1回定例会第3日の運営について、去る3月19日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1「諸般の報告」は、議長より報告があります。日程第2から日程第10までは一括上程します。日程第11から日程第22までは、予算特別委員会に付託の新年度予算で一括上程します。日程第23は設楽ダム対策特別委員会の報告です。日程第24から日程第27は追加案件です。日程第24は専決処分の報告です。日程第25と日程第26は工事請負契約の締結と変更です。一括上程し、質疑、討論、採決です。日程第27は補正予算です。単独上程し、質疑、討論、採決です。日程第28は議員発議の意見書です。単独上程し、質疑、討論、採決です。日程第29、30は議会運営委員会、設楽ダム対策特別委員会の継続審査の申し出です。以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告がありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

---

議長 日程第1「諸般の報告」を行います。「定期監査報告について」報告します。監査委員より地方自治法第199条第9項の規定により令和元年度定期監査報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

---

議長 日程第2、議案第1号「辺地に係る総合整備計画の策定について」から日程第10、陳情第1号「ヤマビル駆除に関する意見書の提出を求める陳情書」までを一括議題といたします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告をお願いいたします。

4 今泉 みなさん、おはようございます。それでは総務建設委員会委員長報告を行います。令和2年第1回総務建設委員会委員長報告。3月12日木曜日午後2時48分から午後3時25分、総務建設委員会を開催しました。出席者は委員6名全員、議会事務局長、執行部からは、町長、副町長、教育長、総務課長、津具総合支所長、財政課長、企画ダム対策課長、建設課長、産業課長、計9名。付託された議案7件、陳情1件について審議、審議の結果を報告します。

審査事件、1付託事件、

(1) 議案第1号「辺地に係る総合整備計画の策定について」質疑なし、討論なし。全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

(2) 議案第2号「設楽町面の木公園施設条例について」質疑なし、討論なし。全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

(3) 議案第3号「設楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし。全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

(4) 議案第4号「設楽町運営基金条例の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし。全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

(5) 議案第6号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」質疑2件、討論なし。全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。質疑は2件ありまして、

「条例で定められている居住年数は何年か。」というのがございまして、その答えとして、「2年が基本である。ただし、条例では延長もできることになっている。」

もう1点、「更新時期に新たな入居希望者が順番待ちをしている場合は、どのように対応をとるのか。」答えとして、「新しい入居希望者が優先され、それまでの入居者には退去してもらうことになっている。しかし、他の担い手住宅に空きがある場合には、空いている物件での調整となる。入居希望者の希望する立地条件等も勘案し、他の町営住宅等も含め柔軟に対応していく。」

(6) 議案第7号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」質疑4件、討論なし。全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

質疑内容4件。

1点目、「今回の改正では入居対象が単身者にも広げられているが、単身者とは、独身者だけでなく、家族から離れて単身で設楽町へ仕事に来ている人も含まれるのか。」答え、「そのとおり、含まれる。」

2点目、「入居時の連帯保証人について、特定公共賃貸町営住宅と普通町営住宅との整合性はどうか。」これは、議案第8号も関連しております。答えとして、「従来、特定公共賃貸住宅条例では連帯保証人を2人とし、町営住宅条例では人数の規定はないが、町営住宅管理規則の『保証人のうち1人は入居決定者の親族でなければならない』という規定を根拠に2人としてきた。今回の改正で特定公共賃貸住宅も普通町営住宅も連帯保証人は1人となる。」

3点目、「企画ダム対策課の空家バンクのホームページが好評だと聞いている。利用者の観点から考えた場合、町営住宅も同じページに載せられないか。」答えとして、「空地・空家バンクのホームページは、空地・空家バンク制度要綱に則って運営しているので、要綱に照らし合わせた上で、建設課と企画ダム対策課で話し合っていきたい。」

もう1点、「本条例改正前の第5条1項1号に『ただし、単身で入居することができる住宅として規則で定める住宅の入居にあつては、この限りでない』とあるが、改正前でも、規則で定めれば単身者でも入居できたということか。」答え「ここで言う「単身で入居することができる住宅として規則で定める住宅」とは、林住宅等、当初から単身者向けに建設した住宅や、普通住宅で住戸専用床面積が60平方メートル以下のものことである。普通町営住宅は、公営住宅法に従い運営しているが、同法には親族との同居を規定する条例はなく、今回の改正により単身者向け住宅以外の普通住宅にも単身者が入居できるようになる。

(7)議案第8号「設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」質疑なし、討論なし。全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

(8)陳情第1号「ヤマビル駆除に関する意見書の提出を求める陳情書」全員賛成で採択すべきものに決しました。

採択意見の3件。

「現在、設楽町内のヤマビルの生息地は拡大しており、放置しておくとも移住定住政策への風評被害も懸念され、また町民も山へ入りづらくなる。設楽町にとって緊急の課題であり、採択すべき。」と決しました。意見書の提出も賛同することです。

2番目の意見書。「意見書案の要望内容が抽象的である。予算措置を望む、新技術の開発を望む等、具体的な文言にしたほうが良いのではないか。」という、これは採択で賛成でした。

3つ目、「採択に賛成である、意見書のまま提出する。」

なお、本日議員発議で意見書を上程しますので、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

3 加藤 おはようございます。令和2年第1回文教厚生委員会委員長報告を行います。

3月16日月曜日午後1時49分から午後1時57分、文教厚生委員会を開催いたしました。出席者は、委員6名全員、議長、議会事務局長、執行部は町長、副町長、教育長、以下10名の方に参加いただきました。付託された議案は1件、その他も審議いたしました。審議の結果を報告します。

審査事件、1 付託事件

(1)議案第5号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」質疑1件、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。質問は、「18才未満の減免される保険料と7割・5割・2割軽減との関係はどうか。」というものでありました。執行部の答弁は、「7割、5割、2割軽減の措置後、

18歳未満の保険料の均等割額を半分にするという回答でした。

2 その他。質問は「新型コロナウイルス感染症の関係で、小中学校は休校しているが、静岡県では学校を再開したところもある。設楽町ではどういう対応をするのか。」というものでありました。執行部答弁は、「東三河の地方でも新型コロナウイルスが発生している状況もあり、慎重に対応していく。学校よくと連携を取りながら、再開に向けて校長会等に相談していく。」というものでした。以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

---

議長 議案第1号「辺地に係る総合整備計画の策定について」委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 これで討論を終わります。議案第1号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第2号「設楽町面の木公園施設条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認めます。これで討論を終わります。議案第2号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第3号「設楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第3号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第4号「設楽町運営基金条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第4号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第5号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第5号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第6号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第6号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第7号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第7号を採決します。採



決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第8号「設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第8号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 陳情第1号「ヤマビル駆除に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。陳情第1号を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

議長 日程第11、議案第18号「令和2年度設楽町一般会計予算」から日程第22、議案第29号「令和2年度設楽町津具財産区特別会計予算」の12議案を一括議題とします。本案は、予算特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

11 高森 それではただ今より、予算特別委員会の報告をさせていただきます。令和2年設楽町議会予算特別委員会報告を、設楽町議会会議規則第77条の規定により行います。

本委員会は、令和2年3月2日月曜日、3月11日水曜日、3月12日木曜日、及び3月16日月曜日の4日間にわたり、令和2年度設楽町一般会計歳入歳出予算並びに特別会計歳入歳出予算について、慎重審議しました。その経過と結果は以下のとおりです。

予算特別委員会1日目は、3月2日午後2時50分から午後5時04分の間、予算案説明を受けました。

また、予算特別委員会2日目は、3月11日午後3時00分から午後4時07分の

間、1日目に説明のできなかつた予算案説明を受けました。

予算特別委員会3日目は、3月12日、午前9時00分から午後2時34分まで、総務建設委員会所管の審議をしました。出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当執行部全員と議長、議会事務局長、委員10名で、欠席1名となっております。

質疑は以下のとおりです。《質疑》

一般会計予算の「歳出」に関する質疑は合計109件で、その内訳は、議会費の審議では質疑1件、総務費の審議では質疑60件、農林水産業費の審議では質疑19件、商工費の審議では質疑8件、土木費の審議では質疑19件、消防費の審議では質疑2件、災害復旧費の審議では質疑なし、公債費、諸支出金、予備費の審議では質疑なし。続きまして、「歳入」に関する審議では、質疑3件。特別会計予算に関する質疑はなし。田口財産区特別会計予算、質疑なし。段嶺財産区特別会計予算、質疑なし。名倉財産区特別会計予算、質疑なし。津具財産区特別会計予算、質疑なし。以上でした。

予算特別委員会4日目は、3月16日、午前9時00分から午後1時39分まで、文教厚生委員会所管の審議をしました。審議終了後、討論、採決を行いました。出席者は、町長、副町長、教育長以下、役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員11名全員です。

質疑は以下のとおりです。《質疑》

一般会計予算の「歳出」に関する質疑は合計66件で、その内訳は、総務費の審議では質疑なし、民生費の審議では質疑24件、衛生費の審議では質疑23件、農林水産業費、土木費の審議では質疑なし、教育費の審議では質疑19件となっております。「歳入」に関する質疑はありません。特別会計予算に関する質疑は、合計8件で、その内訳は、国民健康保険特別会計予算では質疑3件、後期高齢者医療保険特別会計予算では質疑なし、簡易水道特別会計予算では質疑2件、公共下水道特別会計予算では質疑なし、農業集落排水特別会計予算では質疑なし、町営バス特別会計予算では質疑なし、つぐ診療所特別会計予算では質疑3件となっております。

《討論》

質疑終了後の討論では、一般会計予算を反対とする討論1名、一般会計予算を賛成とする討論1名、討論は、本会議、本日にを行うこととしました。

《採決》

採決を行い、以下のように決しました。

(1)議案第18号「令和2年度設楽町一般会計歳入歳出予算」討論、反対・賛成各1名は本会議3日目に行う。本日です。採決、賛成多数9対1で可決すべきものと決しました。

(2)議案第19号「令和2年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出予算」討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(3)議案第20号「令和2年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出予算」討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(4)議案第21号「令和2年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出予算」討論なし、採決全員賛成で可決すべきものと決しました。

(5)議案第22号「令和2年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出予算」討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(6) 議案第 23 号「令和 2 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出予算」討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(7) 議案第 24 号「令和 2 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出予算」討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(8) 議案第 25 号「令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出予算」討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(9) 議案第 26 号「令和 2 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出予算」討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(10) 議案第 27 号「令和 2 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出予算」討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(11) 議案第 28 号「令和 2 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出予算」討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(12) 議案第 29 号「令和 2 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出予算」討論なし、採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。みなさまの御賛同よろしくお願ひします。

議長 委員長の報告が終わりました。討論、採決は 1 件ごとに行います。

---

議長 議案第 18 号「令和 2 年度設楽町一般会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 2020 年度一般会計予算に反対の立場から討論をします。

厳しい財政状況と言いながら、大企業に更なる減税、高速道路、大型港湾、空港など、大型公共事業へのばらまきを進める安倍政権。同じく、厳しい財源と言いながら、ジブリパーク、リニア交流圏など、大型事業を進める愛知県。国や県もまくらことばのように厳しい財政運営を言いますが、大型開発、大型事業に大盤振る舞いであります。これは、町も同じ事で、新年度予算で厳しい財政運営を強いられる、と言いながら、公共下水道、歴史民俗資料館、道の駅、火葬場、簡易水道更新の事業を進める大型予算を組んでいます。

本当に厳しい財政事業というのは、かつて、新規事業が凍結され、町道、農林道の整備が 1 路線のみだった時期のような時の財政をいうのです。財政調整基金の取崩しシュミレーションまで示して、ことさらに財政危機をほのめかすことをしましたが、厳しいというのは、住民要請に対して、これを抑制するために強調しているのであり、そうでなければ、厳しい財政運営を強いられるという予算の方向付けと、大きな公共事業を盛り込んだ、大型予算を組むことのつじつまが合いません。論理が破綻しているのではないのでしょうか。

大型予算の目玉の 1 つの、歴史民俗資料館は今年の議会視察で、郡上市の施設を視察、調査しましたが、道の駅と運動施設が併設されているにもかかわらず、入館者が極めて少なく、少なからぬショックを受けたものです。民俗資料館が費用対効果の点で、大きな問題を抱える施設になることは明らかではないのでしょうか。

世界ラリー選手権の町内一部競技区間を盛り上げるイベントは、大小のイベントが繰り広げられる当町内において、パワートレイルに次ぐ、広く町外に発信するイベントですが、大小様々なイベントが目白押しであり、イベント戦略がどこまでも拡大し続けることが、果たしていいのか疑問を持ちます。

暮らし・福祉の予算では、補聴器購入補助、配食サービスの複数回化、特会で

はありますが、国保料の子供の均等割助成など、福祉政策が一定の前進をしています。しかし、民生費全体を見ると、伸び悩んだり、現状維持が実際ではないでしょうか。それは、敬老事業の縮減を行ったりするという後退もあるからであります。また、子育て支援として、親の教育費負担を軽減する、学校給食の無料化などは見送られ、輸送サービスの見直しも、5 km 500 円を1 km 100 円にただけで、関係者が求めている負担軽減には到底及びません。道路維持費は漸減を続けています。以上、厳しい財政と言いながら、大型事業、大型イベントを進め、福祉施策も前進あるものの、決して十分ではなく、一般会計予算に反対するものがあります。

以上です。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3加藤 令和2年度の当初予算について、賛成の立場で意見を申し上げます。

一般会計の予算規模は前年度比較で1%減少し、約70億円となりました。昨年度に続く、当町としては、大型の予算となっています。これは設楽ダム関連事業など、ダム・インパクトを本町の振興に生かすための大型事業の実施によるものです。新道の駅、歴史民俗資料館の建設工事の継続、新斎苑の建設着工、裏谷ビジターセンターの建設準備などの大型事業を、ハード面、ソフト面共に適切に押し進めるための予算となっています。また、農道・林道・町道の整備、簡易水道管布設替工事などの住民のためのインフラ工事も着々と進められています。さらに、住民福祉サービス面でも、町独自の補聴器補助対策・予防接種対策・国民健康保険料軽減対策・高齢者安全運転応援補助など、きめ細かな施策を進めるための予算も確保されています。

特別会計の総額予算規模は前年度比4.1%増となっています。田口地区下水道整備関連事業など、令和5年、供用開始に向けて、本格的に進めるためのものです。

今年度当初予算編成にあたっては、今後の厳しい財政を考慮し、年々大型化している本町予算のあり方を検討するために、設楽ダム完成後を含む今後10年後の財政中期見通しを試算し、課題も提起しています。単年度歳入歳出の予算に留まることなく、未来の設楽町のあり方を町民と共に考える資料としても評価できるものとなっています。

今後、設楽ダム本体工事開始に伴い、関連工事が計画・実施されていくことから、諸事業の進捗状況について、町民や議会に丁寧な報告・説明を行うこと、また、今後、各事業がより良くその目的を達成できるように、町民と共に創造的に進められること。更に事業に無駄な遅延が生じないように、予算の執行にあたっては計画的な実施に努めることを要望として付け加え、賛成の討論と致します。

以上です。

議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第18号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 19 号「令和 2 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 19 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 19 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 20 号「令和 2 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 20 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 21 号「令和 2 年度設楽町簡易水道特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 21 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 22 号「令和 2 年度設楽町公共下水道特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 22 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 23 号「令和 2 年度設楽町農業集落排水特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 23 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 24 号「令和 2 年度設楽町町営バス特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 24 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 25 号「令和 2 年度設楽町つく診療所特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 25 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 26 号「令和 2 年度設楽町田口財産区特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 26 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 27 号「令和 2 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 27 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 28 号「令和 2 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 28 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 29 号「令和 2 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 29 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 日程第 23「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

8 土屋 おはようございます。それでは令和 2 年第 1 回設楽ダム対策特別委員会の委員長報告を行います。

令和 2 年 3 月 17 日 9 時 56 分より、ここ、役場議場において、設楽ダム対策特別委員会の委員全員出席、松下議長、町からは横山町長ほか 8 名、国土交通省設楽ダム工事事務所からは須賀所長外 1 名、愛知県豊川水系対策本部からは畔柳主幹外 2 名、設楽ダム関連事業出張所からは村田出張所長外 2 名出席のもと、会議を行いました。

審査事件、所掌事務の調査として、「設楽ダム事業・関連事業における令和元年度の進捗状況について」国土交通省設楽ダム工事事務所、設楽ダム関連事業出張所、設楽町役場より説明と進捗状況について説明を受けました。質疑応答は 2 件であります。細かな内容につきましては、議事録を配布してありますので御一読をお願いしたいと思います。

その後現地視察を行いました。現地視察は、公共下水道処理場、また、北設広域事務組合の、し尿処理施設建設予定地の視察をし、午前 11 時 37 分に終わりました。以上であります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告が、終わりました。

---

議長 日程第 24、報告第 2 号「専決処分報告について」を議題とします。本案について、報告の説明を求めます。

副町長 報告第 2 号「専決処分報告について」令和元年 6 月 18 日に議会の議決を得ました、八橋地内の新斎苑敷地造成工事に係る契約事項について、設楽町長の専決事項の指定第 1 項に該当する 300 万円以下の契約金額の変更が生じたので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、3 月 10 日に別紙専決処分表のとおり、専決処分しましたので、同条第 2 項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

変更理由としましては、建築基準法に基づく、工作物の確認申請の結果に基づき、造成用地、北東面のブロック積擁壁について、形状変更を要したことにより、当擁壁、及び隣接する重力式擁壁の形状変更、並びにブロック積擁壁上部の整地等を追加したことによるもので、当初契約金額、113,300 千円から、113,829,100 円、529 千円を増額する変更であります。なお、その他の議会に付すべき契約事項の変更はありません。以上です。

議長 報告の説明が終わりました。報告第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第2号は終わりました。

---

議長 日程第25、議案第30号「工事請負契約の締結について」と、日程第26議案第31号「工事請負契約の変更について」を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第30号、及び第31号について、一括で説明いたします。

まず、議案第30号「工事請負契約の締結について」本議案の歴史民俗資料館(仮称)と道の駅清嶺(仮称)の外構工事に係る工事請負契約の締結につきましては、設楽町議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の工事契約に該当し、事後審査型一般競争入札により、工事請負金額を180,180千円として、落札者の吉川建設株式会社設楽営業所と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり、議会の議決を求めるものであります。

次ページ以降に入札に係る参考資料を添付してありますが、2月27日に1社の応札による入札を執行し、税抜き164,660千円の予定価格に対し、落札価格は、税抜き163,800千円で落札率は99.48%であります。本工事の概要につきましては、施工位置図で示すとおり、別途契約による、本体建築工事をはじめ、合併処理浄化槽整備工事、駐車場舗装工事、及び田口線屋外展示施設工事に係る、この図面の中の赤枠部分を除く、外構全般にわたる工事であります。

具体的には、歴史民俗資料館、及び道の駅の建物周りの雨水排水工事をはじめ、外構全般にわたる、舗装工、雨水排水工、フェンス工、植栽、工作物工等に、田口線回りや、隣接の整備工事、電気設備工事、機械設備工事を加えた整備内容でありまして、詳細は参考資料の工事概要に示す内容であります。

続きまして、議案第31号「工事請負契約の変更について」。本議案につきましては、令和元年9月18日に議会議決を得ました、田口地内の簡易水道、配水管更新工事(R1-3)の工事請負契約について、一部工事費の変更が生じたので、設楽町議会の議会に付すべき、契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。主な変更理由は、当初町道井戸入中島線の新設道路内に配水管を布設する計画でありましたが、町道との事業間調整の結果、参考資料の1図の中央の赤線で示す区間、130.9メートルを次年度へ先送りにしたため、当初の請負金額81,290千円から65,574,300円に15,715,700円を減額する変更であります。

以上であります。

議長 報告の説明が終わりました。議案第30号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第30号を採決します。

採決は起立によって行います。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起



立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 31 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議案第 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 31 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 27 議案第 32 号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第 8 号）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 32 号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第 8 号）」について説明します。今回は継続費のみの補正でありまして、予算総額は 6,867,719 千円で代わりはありません。第 1 条の継続費の補正については、1 ページ第 1 表に記載する、歴史民俗資料館（仮称）建設事業に係るものであります。これは建物建築事業について、3 月末時点での出来高が 51%程度となることによりまして、中間前払金、及び出来高部分払額を精査したところ、令和元年度の年割額を 54,116 千円増額し、あわせて、2 年度の年割額について同額を減額する必要が生じたので、継続費の総額は 953,121 千円で、補正前と変更ありませんが、それぞれの年割額の上限額を変更するため、別紙のとおり、補正予算を上程するものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 32 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 32 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 28 発議第 1 号「ヤマビル駆除に関する意見書」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

4 今泉 それでは、ヤマビルに関する発議を行います。発議第 1 号、提出者、設楽町議会議員今泉吉人。賛成者、設楽町議会議員七原剛。「ヤマビル駆除に関する意見書（案）」です。上記の議案を別紙のとおり設楽町議会会議規則第 14 条第 1 項

及び第2項の規定により提出します。

提案理由、北設楽郡内では、田畑での農作業等で、ヤマビルによる吸血被害が増加している。地域住民は薬剤散布を行うなど、対策を講じているが、薬剤も高額であり、高齢化も相まって大きな負担を強いられている。また、野生動物の増加により、ヤマビルの生息地域も広がりつつある。近隣自治体にも被害が及ぶ中、広域的な取り組みや対策が必要と考え、広域的行政を実施している、愛知県に対し、意見書を提出しようとするものです。

では、意見書案を發表します。

近年、北設楽郡内では、田畑での農作業や草刈り作業の際には、ヤマビルによる吸血被害が多く発生している。特に、冬季以外の雨上がり時に被害が集中している。そのため、地域住民は草刈り作業等の前に薬剤(ヤマビル忌避剤)の散布を行い、少しでも被害にあわない努力をしているが、住民のほとんどが高齢者で、ヤマビル対策も限界に達している。加えて、薬剤も高額で多額の費用負担を強いられているのが現状である。

一方で、鹿やイノシシ等の野生動物の増加により、今まで被害のなかった地域にまで被害が拡大し、その広がりは大変早く、もはや手が付けられない状況になっている。

また、郡内には東海自然歩道が整備され、多くの登山客や観光客に利用されているが、こうした人たちにもヤマビルによる被害が及んでいる。

このようなヤマビルによる被害は、近隣市町村にも広く及んでいて、野生動物等により今後ますます被害の拡大が予想されている。ヤマビルによる被害が続けば、地域住民の生活意欲の減退はもとより、地域のイメージダウンにもなり、移住定住施策の推進にも大きな影響が出て、より一層、過疎化に拍車がかかることが懸念される。よって設楽町議会は、広域的行政を実施している愛知県に対し、地域住民の生活を脅かすヤマビル対策を早期に実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

提出先は、愛知県知事大村秀章殿。意見者は北設楽郡設楽町議会です。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。発議第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第1号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。発議第1号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第29「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 日程第30「設楽町ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定をいたしました。

---

議長 ここで、教育長より発言の申出がありますので、これを許します。

教育長 議長のお許しをいただきましたので、去る3月11日の議会第2日目に行われました、一般質問に対する答弁について謝罪を申し上げます。加藤弘文議員から、山村留学制度の導入についての御質問がありましたが、その答弁の中で、先例地である、豊根村における取組を一例とさせて、答弁させていただいたつもりであります。一部、表現が適切でなかったため、答弁者の意図とは異なり、誤解を招きかねないこととなりましたことについて、おわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。今後はこのようなことがないように、誠心誠意答弁させていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

3加藤 3月11日議会での、私の山村留学に関わる一般質問に対し、不正確な情報に基づく答弁について、答弁の誤りが正されにくい風潮の中にあって、ただ今、勇気をもって正していただきました。山村で学んだ多くの留学生とその保護者、山村留学にこれまで真摯に取り組んできた関係者、並びに現在も山村留学に尽力されている方々の名誉を守っていただけたことに深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。今後、設楽町教育委員会が山村留学について、学校規模適正化を考えるための1方策として、その教育的効果と価値を研究され、理解を更に深められることを期待します。以上です。

議長 以上で本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。令和2年度第1回設楽町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時20分